

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年10月7日
【会社名】	ナノキャリア株式会社
【英訳名】	NanoCarrier Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長CEO 中 富 一 郎
【本店の所在の場所】	千葉県柏市柏の葉五丁目4番地19
【電話番号】	04-7169-6550
【事務連絡者氏名】	取締役CF0兼社長室長 中 塚 琢 磨
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋三丁目2番2号
【電話番号】	03-3548-0217
【事務連絡者氏名】	取締役CF0兼社長室長 中 塚 琢 磨
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

平成25年10月7日(月)開催の取締役会において、米国及び欧州を中心とする海外(ただし、米国においては1933年米国証券法に基づくルール144Aに従った適格機関投資家に対する販売に限ります。)における当社普通株式の募集(以下「海外募集」という。)及び当社株主が所有する当社普通株式の売出し(以下「海外売出し」という。)を行うことが決議され、同決議に基づく当社普通株式の募集及び売出しが開始されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

なお、上記海外募集及び海外売出しの決議と同時に、日本国内における当社普通株式の募集(以下「国内一般募集」という。)及びJ.P.モルガン証券株式会社が当社株主から借入れる当社普通株式の日本国内における売出し(オーバーアロットメントによる国内売出し)、オーバーアロットメントによる海外売出し(以下に定義する。)並びにJ.P.モルガン証券株式会社を割当先とする当社普通株式の第三者割当増資(以下「国内第三者割当増資」という。)及びJ.P. Morgan Securities plcを割当先とする当社普通株式の第三者割当増資(以下「海外第三者割当増資」という。)を行うことが決議されております。

## 2【報告内容】

### 1. 海外募集に関する事項

イ 株式の種類	当社普通株式
ロ 発行数	28,000株 平成25年10月7日(月)開催の取締役会において決議された新株式発行に係る募集株式総数は33,600株であり、国内一般募集に係る募集株式数5,600株及び海外募集に係る募集株式数28,000株を目途に募集を行います。その最終的な内訳は、需要状況等を勘案した上で、平成25年10月21日(月)から平成25年10月23日(水)までの間のいずれかの日(以下「発行価格等決定日」という。)に決定されます。
ハ 発行価格 (募集価格)	未定 (日本証券業協会の定める「有価証券の引受け等に関する規則」第25条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値)に0.90~1.00を乗じた価格(1円未満端数切捨て)を仮条件として、需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日に決定します。)
ニ 発行価額 (会社法上の払込金額)	未定 (日本証券業協会の定める「有価証券の引受け等に関する規則」第25条に規定される方式により、発行価格等決定日に決定します。)
ホ 資本組入額	未定 (資本組入額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額(1円未満端数切上げ)を発行数で除した金額とします。)
ヘ 発行価額の総額	未定

- ト 資本組入額の総額 未定  
 (資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とします。)
- チ 株式の内容 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式。当社は単元株制度を採用していないため、単元株式数はありません。
- リ 発行方法 下記又に記載の引受人の総額買取引受けにより行われます。
- ヌ 引受人の名称 J.P. Morgan Securities plc (海外引受会社)
- ル 募集を行う地域 米国及び欧州を中心とする海外(ただし、米国においては1933年米国証券法に基づくルール144Aに従った適格機関投資家に対する販売に限ります。)

ヲ 提出会社が取得する手取金の総額並びに用途ごとの内容、金額及び支出予定時期

(1) 手取金の総額

払込金額の総額	8,011,360,000円(見込)
発行諸費用の概算額	140,350,000円(見込)
差引手取概算額	7,871,010,000円(見込)

なお、払込金額の総額は、発行価額の総額と同額であり、平成25年10月1日(火)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

(2) 手取金の使途ごとの内容、金額及び支出予定時期

上記差引手取概算額7,871,010,000円については、海外募集と同日付をもって取締役会で決議された国内一般募集の手取概算額1,574,200,000円、国内第三者割当増資の手取概算額上限236,130,000円及び海外第三者割当増資の手取概算額上限1,534,850,000円と合わせ、手取概算額合計上限11,216,190,000円について、以下のとおり充当する予定であります。

具体的な使途	金額 (百万円)	支出予定時期
主要開発パイプラインの一部及び新規開発パイプラインの試験研究その他の研究開発費用 (注) 1 .	8,916	平成25年 11月から 平成30年 10月まで
その他運転資金(注) 2 .	2,300	

(注) 1 . 当社の主要開発パイプラインは、バクリタキセルミセル(NK105)、シスプラチン誘導体ミセル(NC-6004)、ダハプラチン誘導体ミセル(NC-4016)及びエピルピシンミセル(NC-6300)の研究開発となっております。当社の主要開発パイプラインのうち今後多くの資金需要が発生する見込みであるシスプラチン誘導体ミセル(NC-6004)及びダハプラチン誘導体ミセル(NC-4016)の研究開発並びに当社の新規開発パイプラインである抗体とミセル化ナノ粒子技術を結合させるシステムADC(Micelle)及びsiRNAなどの核酸やタンパク質など高分子医薬品などを対象にした医薬品候補の研究開発に、平成24年11月15日に実施した第三者割当による新株式発行により調達した資金と併せて、今回調達した資金を充当いたします。これらにつきましては、上記の支出予定時期の期間内で、研究開発の進捗に合わせて支出する予定です。

- 2 . 人件費、研究所及び本社機能運営費用等を見込んでおります。
- 3 . 調達資金を実際に支出するまでは、銀行口座にて管理いたします。

ワ 新規発行年月日(払込期日) 平成25年10月28日(月)から平成25年10月30日(水)までの間のいずれかの日。ただし、発行価格等決定日の5営業日後の日とします。

カ 当該有価証券を金融商品取引所に上場しようとする場合における当該金融商品取引所の名称 株式会社東京証券取引所

## 2. 海外売出しに関する事項

イ 株式の種類	当社普通株式
ロ 売出数	8,400株
ハ 売出価格	未定 (上記1.ハにおける発行価格(募集価格)と同一であり、需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日に決定します。)
ニ 売出価額	未定 (上記1.ニにおける発行価額(会社法上の払込金額)と同一であり、需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日に決定します。なお、売出価額とは、下記チに記載の売出人が下記リに記載の引受人より1株当たりの買取金額として受け取る金額をいいます。)
ホ 売出価額の総額	未定
ヘ 株式の内容	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式。当社は単元株制度を採用していないため、単元株式数はありません。
ト 売出方法	下記リに記載の引受人の総額買取引受けにより行われます。
チ 売出人の名称	ウィズ・ヘルスケアPE1号投資事業有限責任組合 シーエスケイブイシー技術革新成長支援ファンド投資事業有限責任組合
リ 引受人の名称	J.P. Morgan Securities plc(海外引受会社)
ヌ 売出しを行う地域	米国及び欧州を中心とする海外(ただし、米国においては1933年米国証券法に基づくルール144Aに従った適格機関投資家に対する販売に限ります。)
ル 受渡年月日	平成25年10月29日(火)から平成25年10月31日(木)までの間のいずれかの日。ただし、上記1.ワにおける新規発行年月日(払込期日)の翌営業日とします。
ヲ 当該有価証券を金融商品取引所に上場しようとする場合における当該金融商品取引所の名称	該当事項はありません。

## 3. その他の事項

(1) 当社の発行済株式総数及び資本金の額(平成25年9月30日(月)現在)

発行済株式総数	364,352株
資本金の額	5,658,026千円

(注) 当社は、新株予約権付社債及び新株予約権を発行しているため、発行済株式総数及び資本金の額は平成25年9月30日(月)現在の数字を記載しております。

- (2) 海外募集及び海外売出しにあたり、その需要状況等を勘案した上で、J.P. Morgan Securities plcが当社株主からJ.P. Morgan証券株式会社を經由して5,460株を上限として借入れる当社普通株式の米国及び欧州を中心とする海外（ただし、米国においては1933年米国証券法に基づくルール144Aに従った適格機関投資家に対する販売に限ります。）における売出し（以下「オーバーアロットメントによる海外売出し」という。）を行う場合があります。なお、オーバーアロットメントによる海外売出しの売出数は、発行価格等決定日に最終的に決定されます。

安定操作に関する事項

該当事項はありません。

以 上